

石油コンビナート等防災体制検討会 委員名簿

委員	浅本邦裕	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油備蓄部環境安全課 担当調査役
〃	阿部則章	和歌山県 総務部 危機管理局 消防保安課 課長
〃	石井俊昭	石油連盟 環境安全委員会 安全専門委員会 消防・防災部会長
〃	伊藤英男	危険物保安技術協会 事故防止調査研修センター長
〃	岩岡 覚	電気事業連合会 工務部 副部長
〃	越谷成一	川崎市消防局 予防部 危険物課 課長
〃	小林恭一	東京理科大学大学院 国際火災科学研究科教授
〃	白木邦治	(社)日本鉄鋼連盟 防災委員会委員
〃	白井繁光	千葉県防災危機管理部 消防課 課長
〃	塚目孝裕	消防研究センター 特殊災害研究室 室長
〃	土井純二	(社)日本ガス協会 技術部 製造技術グループマネジャー
〃	中野 恵	山口県 総務部 防災危機管理課 課長
〃	中村 功	東洋大学 社会学部メディアコミュニケーション学科 教授
〃	村上ひとみ	山口大学大学院 理工学研究科 准教授
〃	森 秀信	北九州市消防局 予防部指導課 課長
〃	吉田 一史	石油化学工業協会 消防防災専門委員長

(以上、五十音順)

オブザーバー	菅原 賢	内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(調査・企画担当)付 参事官補佐(直下型地震対策担当)
〃	村上恭司	文部科学省 科学技術・学術政策局 原子力安全課 原子力規制室 統括原子力保安検査官
〃	佐々木正大	厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 室長補佐
〃	野村秀徳	経済産業省 製造産業局 化学課 課長補佐
〃	沼舘 建	経済産業省 資源エネルギー庁 石油精製備蓄課 課長補佐
〃	福原和邦	経済産業省 原子力安全・保安院 保安課 コンビナート保安班長・技術班長
〃	平井洋次	国土交通省 港湾局 海岸・防災課 津波対策企画調整官
〃	石上幾久夫	海上保安庁 警備救難部 環境防災課 専門官

## 石油コンビナート等防災体制検討会開催要綱（案）

### （目的）

第1条 石油コンビナートの総合的な防災体制に関する検討を行うため、「石油コンビナート等防災体制検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

### （検討事項）

第2条 検討会は、概ね次の事項について検討を行う。

- （1） 石油コンビナート等防災本部における情報把握のあり方。
- （2） 地震及び津波発生時の自衛防災組織等の活動のあり方（大容量泡放射システムの運用、緊急停止や防災活動を行う従業者の安全管理等）。
- （3） 災害発生時の事業所内及び異なる事業所間の情報伝達、応急対策のあり方。
- （4） 関係市町村における周辺住民への災害情報伝達、避難誘導のあり方。
- （5） コンビナート周辺の社会的に重要な施設への災害情報伝達、影響防止のあり方。

### （検討会）

第3条 検討会の委員は、学識経験者、消防機関の職員、関係団体を代表する者等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁特殊災害室長が委嘱する。

2 検討会に座長を置く。座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。

3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。

4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会に「オブザーバー」として関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。

5 検討会は原則公開・公表とする。なお、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

6 検討会には、必要に応じ分科会等を置くことができる。なお、この場合、第1項から前項までを準用する。

### （任期）

第4条 座長及び委員の任期は、委嘱日から平成25年3月31日までとする。

### （庶務）

第5条 検討会の庶務は、消防庁特殊災害室が処理する。

2 第3条第6号に掲げる分科会等の庶務は、検討する内容に応じて消防庁特殊災害室が処理する。

### （補則）

第7条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が、分科会等の運営に関し必要な事項は当該分科会等の座長が、これを定める。

2 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。

附則 この要綱は、平成24年 月 日から実施する。